## 揮発性有機化合物排出施設及び排出基準一覧

項	施 設 の 種 類	施 設 の 規 模	排出基準	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品製造の用に供する 乾燥施設(揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。)	送風機の送風能力が 1時間当たり3,000m <sup>3</sup> 以上のもの	600ppmC	
2	<b>塗装施設</b> (吹付塗装に限る。)	排風機の排風能力が 1時間当たり100,000m <sup>3</sup> 以上のもの	自動車製造の用に供する塗装施設	既設 700ppmC 新設 400ppmC
			その他の塗装施設	700ppmC
3	塗装の用に供する <b>乾燥施設</b> (吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。)	送風機の送風能力が 1時間当たり10,000m <sup>3</sup> 以上のもの	木材・木製品(家具を含む。)の製造 の用に供するもの	1,000ppmC
			その他のもの	600ppmC
4	印刷回路用銅張積層版、合成樹脂ラミネート容器包装、粘着テープ・ 粘着シート又は剥離紙の製造における接着の用に供する <b>乾燥施設</b>	送風機の送風能力が 1時間当たり 5,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	1,400ppmC	
5	接着の用に供する <b>乾燥施設</b> (木材・木製品の製造の用に供する施設及び前項に掲げる施設を除く)	送風機の送風能力が 1時間当たり15,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	1,400ppmC	
6	オフセット輪転印刷の用に供する <b>乾燥施設</b>	送風機の送風能力が 1時間当たり7,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	400ppmC	
7	グラビア印刷の用に供する <b>乾燥施設</b>	送風機の送風能力が 1時間当たり27,000 m <sup>3</sup> 以上のもの	700ppmC	
8	工業製品の用に供する揮発性有機化合物による <b>洗浄施設</b> (洗浄の用に供する乾燥施設を含む。)	洗浄施設において揮発性有機化合物が 空気に接する面の面積が5㎡以上のもの	400ppmC	
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロ n°スカルを超える揮発性有機化合物の <b>貯蔵タンク</b> (密閉式及び浮屋根式(内部浮屋根式を含む。)のものを除く。)	1,000kL 以上のもの(ただし、既設 voc の 貯蔵タンクは、容量が 2,000kL 以上のも のについて排出基準を適用する。)	60,000ppmC	

注1)「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とする。

注 2) 「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものである。

注3)「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

<sup>※1 「</sup>既設」とは、H18.4.1 において現に設置されている施設(設置の工事が着工されているものを含む。)のこと。